

調布市子ども生活部業務分析委託事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

調布市子ども生活部業務分析委託

(2) 業務の目的

調布市子ども生活部保育課，子ども家庭課，児童青少年課の3課（以下「部内各課」という。）では，市内の就学前児童数の増加や，国や都の制度改正等によって，年々，業務量が大幅に増加している。その結果，子ども・子育て支援施策の更なる充実に向けた検討等に充てる時間が確保できないほか，業務の見直しに充てる時間も生み出すことができない状況である。

この状況を改善するため，平成31年度以降に部内各課の業務の外部委託を含む見直しを検討しており，平成30年度は，その準備段階として，部内各課が所管する業務について，業務分析を行う。

(3) 業務内容

ア 平成31年度委託対象業務の提案

(ア) 現状業務の分析

部内各課に属する業務のうち，定型的反復的な業務を委託化に向けて，受託者（以下「乙」という。）は整理・分析を行う。部内各課が現状想定している業務については別紙1を参照。ただし，記載以外の業務についても状況に応じて双方協議のうえ，委託対象範囲として含む可能性がある。

(イ) 委託化の可否判断

乙は，現行の事務の流れを整理し，部内各課と協議しながら対象業務の委託化の可否判断を行う。

(ウ) 平成31年度委託化業務の提案

乙は，(ア)と(イ)を踏まえ部内各課と協議・検討を行い，平成31年度に委託化する業務（以下「委託対象業務」という）を提案する。

(エ) 委託対象業務の体系化

a 業務フローの作成

乙は，委託対象業務の業務フローを作成する。

b 業務マニュアルの作成

乙は、委託対象業務に関する業務マニュアルを作成する。

(オ) 委託化の際の参考試算

乙は、委託対象業務を委託化した場合のコストについて試算を行い、中間報告及び最終報告にて部内各課に提示する。

(カ) 報告資料の作成

乙は、上記の業務分析結果等について、部内各課と協議しながらとりまとめ、中間報告及び最終報告に関する資料を作成し、部内各課に納品する（電子データにて納品）。

(キ) その他委託化に向けた支援

乙は、委託対象業務を委託した場合に係る必要物品、その他の留意事項等について、専門的な見地から部内各課に助言等を行う。

イ 業務効率化の提言

業務分析の結果、外部に委託できないと判断分析した業務については、業務改善の余地があるかどうか検証を行い、部内各課に提示すること。

(4) 業務期間

ア 企画準備等 平成30年3月～6月（予定）

イ 委託期間 平成30年6月中旬（予定）～5か月間

2 予算（見積限度額）

契約上限額：4,830,000円（税込）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 営業種目は、調布市での競争入札参加資格として、「市場・補償鑑定関係調査業務」「その他の業務委託等」のいずれかを有していること。
- (2) 過去5年間に於いて、請負契約時に人口20万人以上の地方公共団体において、別紙1に示す子育て支援業務のうちのいずれかを請け負った実績があること。
- (3) 請負契約時に人口20万人以上の地方公共団体において、業務のアウトソーシング導入に係るコンサルタント業務を請け負った実績があること。

こと。

- (4) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続き若しくは民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- (8) 調布市暴力団排除条例（平成24年度調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者又はその経営支配法人等であると認められないこと及び調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (9) 相互に資本関係又は人的関係にあるものが本プロポーザルに参加していないこと。

5 募集内容

(1) 募集方法

調布市ホームページを通じて募集

(2) 申込方法

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下、「事業者」という。）は、平成30年4月13日（金）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、保育課へ持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、実施要領及び参加申込書（様式1）・質問書（様式2）は、平成30年4月13日（金）正午（閉庁日及び閉庁時間を除く）まで保育課窓口で配布するほか、市ホームページに掲載する。

([市トップページ](#)) > [事業者向け情報](#) > [入札・契約](#) > [プロポーザル情報](#) > [実施中の案件](#))

書 類	部 数	備 考
(ア) 参加申込書（様式1）	正本1部	
(イ) 会社概要及び前記4(2)に掲げる事業実績などが分かる書類（様式3）	正本1部 副本6部	副本は、会社名・住所等がわからないようにすること

(ウ) 本業務における実務体制，担当者の業務実績が分かる書類（様式4）	正本1部 副本6部	
-------------------------------------	--------------	--

(3) 参加資格審査及び審査結果の通知

募集要領「4 参加資格」に掲げる条件をすべて満たしているかについて審査し，応募事業者全員に対して平成30年4月16日（月）に審査結果を書面にて通知する。また，書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお，参加資格に満たないと判断された事業者は，その理由について，平成30年4月18日（水）正午までに，書面にて説明を求めることができる。

(4) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果，参加資格を満たすとされた事業者は，平成30年5月10日（木）正午までに，次の書類を必要部数用意し，保育課へ持参又は郵送（必着）により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
企画提案書	正本1部 副本6部※	5(5)ア 「企画提案書」の作成上の留意点を参照のうえ，作成すること
企画提案書概要	正本1部 副本6部※	5(5)イ 「企画提案書の概要」の作成上の留意点を参照のうえ，作成すること
業務スケジュール	正本1部 副本6部※	具体的な実施予定を記載すること。
見積書	正本1部 副本6部※	見積の総額が，見積限度額を超えず，各費用の明細がわかるもの。

※ 副本は，会社名・住所等がわからないようにすること

(5) 企画提案書作成上の留意点

ア 企画提案書

企画提案書は，所定の様式（枚数制限なし）を使用し，左綴じ，かつ各ページ下部にページ番号を付するものとする。また，必要に応じて別紙資料を添付することができるものとする。資料を添付する場合

は、提案書と合わせて綴じること。

記載にあたっては、1に掲げる業務概要のほか、これを達成するために必要な作業項目やスケジュールについても記載するものとする。

イ 企画提案の概要

概要書は、A4用紙5枚までとする。「1 業務概要」を網羅するのが望ましいが、各項目の紙面上の記載量は、提出事業者の任意とする。

ウ 見積書

見積書は、「2 予算」に掲げる範囲内とすること。

(6) 一次審査（書類審査）及び審査結果の通知

企画提案書等による書類審査を行い、平成30年5月18日（金）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、書面にて、平成30年5月22日（火）正午までに審査結果の説明を求めることができる。

(7) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した事業者に対して、平成30年5月29日（火）に二次審査を実施する。

(8) 選定結果の通知

選定結果は、二次審査を行った全事業者に対し、平成30年6月8日（金）に書面にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査で選定されなかった事業者は、書面にて、平成30年6月13日（水）正午までに審査結果の説明を求めることができる。

(9) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書（様式2）にて、下記期限までに保育課（hoiku@w2.city.chofu.tokyo.jp）へ電子メールで提出することとする。なお、電子メールの未到着を防止するため、送信後、保育課宛てに電話し、確認をとること。

ア 参加資格の審査に関する質疑

平成30年4月18日（水）正午を期限として受け付ける。回答は、4月19日（木）までに、随時、市のホームページに掲載する。

イ 企画提案に関する質疑

参加資格審査の結果，参加資格を満たすとされた事業者に限り，平成30年4月16日（月）から24日（火）正午まで受け付ける。回答は，4月27日（金）までに，随時，全応募事業者宛て，メール等で回答する。

6 審査概要

(1) 審査委員会

「調布市子ども生活部業務分析委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置し，企画提案書等の審査を行う。

(2) 委員会構成

審査に携わる委員会委員（以下「委員」という。）は，次のとおりとする。

子ども生活部次長

子ども生活部 子ども政策課長

子ども生活部 保育課長

子ども生活部 子ども家庭課長

子ども生活部 児童青少年課長

行政経営部 行財政改革課長 合計6人

(3) 審査方法

ア 委員会の委員は，一次審査（事業者から提出された企画提案書等の審査）及び二次審査（事業者のプレゼンテーション審査）を行い，企画提案内容を総合的に評価する。

イ 評価は加点方式により行う。

(4) 一次審査及び二次審査

ア 一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を行い，各委員の評価点を合計し，得点の高い順に上位5事業者までを，次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した事業者に対して，二次審査を実施する。

最も成績の良かった事業者を当該業務の契約の相手方となる候補者として選定する。当日のプレゼンテーションは，本業務実施時の担当者が行うこととする。できる限り，管理責任者も同席すること。

なお，パワーポイントの使用を認め，その際のパソコン・プロジェ

クター等は、事務局が用意する。事業者は、プレゼンテーション資料をUSBに保存して、持参すること。

ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

(ア) 提案内容

- a 分析業務に係る具体的スケジュール
- b 業務分析の方法
- c 分析結果の提示方法
- d 委託対象外業務の改善提案の提示方法
- e 業務フロー及び業務マニュアルの完成イメージ
- f 個人情報の取り扱い
- g 不測の事態への対応力など

(イ) 見積額

(ウ) 実現性

業務内容の理解度，市の求める内容の実現度

(エ) プレゼンテーション（本委託業務への熱意）

エ 選定

(ア) 各委員は、評価得点の高いものから事業者の順位を定める。

(イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定める。

(ウ) 一次審査では、各委員の評価得点を合計した得点数について、得点を多く獲得した者から事業者の順位を定めるものとする。なお、複数の事業者において評価得点の合計点数が高点の時は、各委員が定めた順位を参考に審査委員会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとする。

(エ) 二次審査では、各委員の評価得点を合計した得点数について、最も多く得点を獲得した者を委託事業者候補として決定する。

(オ) 委託事業者候補選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定める。

オ 最低基準

委託事業者候補の選定にあたっては、評価得点に最低基準を設け、参加事業者の評価得点が基準に満たない時は、当該参加事業者を委託事業者候補として選定しない。

カ 選定結果の通知

(ア) 結果通知

平成30年6月8日(金)に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

審査により選定されなかった業者は、審査結果について平成30年6月13日(水)正午までに書面にて説明を求めることができる。

7 日程

平成30年3月29日(木)	第1回審査委員会
4月2日(月)	公示(ホームページへ掲載)
6日(金)	参加資格質問受付締切日(正午)
9日(月)	参加資格質問回答日
13日(金)	参加申込締切日(正午)
16日(月)	参加資格審査結果通知・企画提案書受付開始
18日(水)	参加資格審査結果に対する質問締切日(正午)
19日(木)	参加資格審査結果に対する質問回答最終日
24日(火)	企画提案書等質問締切日(正午)
27日(金)	企画提案書等質問回答最終日
5月10日(木)	企画提案書等提出締切日(正午)
16日(水)	第2回審査委員会開催(一次審査)
18日(金)	一次審査結果通知発送
22日(火)	一次審査結果に対する質問締切日(正午)
24日(木)	一次審査結果に対する質問回答最終日
29日(火)	第3回審査委員会開催(二次審査)
6月8日(金)	選定結果の通知
13日(水)	審査結果に対する質問締切日(正午)
15日(金)	審査結果に対する質問回答最終日

8 情報公開及び提供

(1) 基本的な考え方

調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)(以下「公開条例」という。)に基づき、原則として市政情報を全部公開としている

ことから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容，方法等

本プロポーザルの募集内容，選定結果について，ホームページにより，適宜，市民に情報提供する。

9 参加の辞退

本件の参加申込後，参加を辞退する場合は，速やか事務局に電話連絡のうえ，社名（社印の押印），代表者名（代表印の押印），担当者名を明記した参加辞退届を事務局に持参し，又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

10 その他

- (1) 1事業者から提案は1提案とする。
- (2) 提出書類に関しては原則として追加・変更を認めない。
- (3) 応募事業者から提出された書類等については，理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 次に掲げるいずれかに該当する場合は，本件の参加を無効とする。
 - ア 「4 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が，提出期限後に提出された場合
 - ウ 必要な提出書類が揃っていない場合（必要事項が未記入，押印がないものを含む）
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 書類等の提出，回答，報告等，市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
 - カ 見積書が，見積限度を超える場合
 - キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合
 - ク 審査の透明性・公平性を妨害する行為があった場合
 - ケ 談合，その他の不正行為があった場合
- (5) 応募に際して要した費用は，応募事業者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルは，当該業務の契約の相手方となる候補者選定するも

のである。企画提案書等の提出物は、選定以外の用途に使用しない。

(7) 支払方法

業務完了後、マニュアル及び提案書の提出をもって、一括して支払うものとする。

- (8) 本プロポーザルは、部内各課が、子ども・子育て支援施策の更なる充実により多くの時間を充てることが出来るよう、平成31年度以降に予定している受付け業務や支払い業務などの外部委託が、スムーズに実行できることを目的に、その前段として、外部委託可能な業務を洗い出すとともに、それ以外の業務についての更なる効率化を目指すものである。今後、本委託契約を締結する際には、事前に双方協議のうえ、事業内容の詳細についての仕様を定める。

11 問い合わせ先

調布市子ども生活部保育課

担当：谷崎

住所：〒182-0026 調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7506 FAX：042-499-6101

Email：hoiku@w2.city.chofu.tokyo.jp

附 則

この要領は、平成30年3月30日（金）から施行する。

また、この要領は、当該業務委託事業者候補の決定をもって、その効力を失う。